

議案 第186号

## 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。  
小学校の表大阪市立西淡路小学校の項中「西淡路3丁目」を「西淡路5丁目」に改め、同表中大阪市立淡路小学校の項及び大阪市立長吉六反小学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

### 説 明

西淡路小学校及び淡路小学校を統合して西淡路小学校とともに、長吉東小学校及び長吉六反小学校を統合して長吉東小学校とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

小学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立西淡路小学校 大阪市東淀川区西淡路 3丁目  
5丁目

省 略

大阪市立淡路小学校 大阪市東淀川区西淡路 5丁目

省 略

大阪市立長吉六反小学校 大阪市平野区長吉六反 5丁目

省 略

省 略